

7. 老人ホーム措置入所判定委員会の 設置及び運営に関すること

経 緯

老人福祉法第 11 条により、市町村は、65 歳以上の者で経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所させる措置を採ることとされている。

木曾郡内では、木曾寮が唯一の養護施設であったことから、従来より養護老人ホームの管理運営事務の一つとして措置入所判定委員会を設置し、対象者の入所判定を行ってきた。

現状と課題

入所判定後、盲老人ホーム入所や木曾寮以外の養護老人ホームへ措置入所された者は、平成 11 から 23 年度までに 7 名おり、今後もそのような事例が発生すると思われる。

また、要介護者への虐待等により特別養護老人ホーム措置入所の判定が必要となる事例も予想される。

今後の方針

専門性を持った各委員との調整を行い、的確な措置入所判定事務を行う。

施 策

- ① 定期的な委員会の運営
- ② 非常時等臨時的な委員会の運営

■措置入所判定委員会審査件数

	H20	H21	H22	H23	合計
木 曾 町	6	5	9	6	26
上 松 町	5	10	4	3	22
南木曾町	5	3	3	1	12
木 祖 村	1	2	2	1	6
王 滝 村	1	0	0	0	1
大 桑 村	6	1	2	5	14
合 計	24	21	20	16	81

■措置入所判定者入所件数

	H20	H21	H22	H23	合計
木 曾 寮	11	16	12	7	46
その他の施設	0	0	2	1	3
合 計	11	16	14	8	49